

新 旧 対 照 表

高知県屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区（知事が指定する区域に限る。）、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）

（2）～（22） 略

高知県屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区（知事が指定する区域に限る。）、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）

（2）～（22） 略